特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則（平成十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（排出量及び移動量の把握） **第四条**　法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一　事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。 イ～ハ　［略］ ニ　下水道終末処理施設が設置されている事業所にあっては、次に掲げる事項 (1)　下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の三十において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 (2)　大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 ホ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（へにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあっては、次に掲げる事項 (1)～(3)　［略］ (4)　大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 ヘ　処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあっては、次に掲げる事項 (1)・(2)　［略］ (3)　大気汚染防止法第十八条の三十五の規定に基づく測定の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 ト・チ　［略］ 二・三　［略］	（排出量及び移動量の把握） **第四条**　法第五条第一項の規定による第一種指定化学物質の排出量及び移動量の把握は、次の各号に定めるところにより行うものとする。 一　事業所ごとに、次に定める事項を把握すること。 イ～ハ　［略］ ニ　下水道終末処理施設が設置されている事業所にあっては、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十一条第一項（同法第二十五条の十八において準用する場合を含む。）の規定に基づく水質検査の対象となる第一種指定化学物質の当該施設からの排出量 ［新設］ ホ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設（へにおいて単に「処理施設」という。）が設置されている事業所（令第三条第二十号又は第二十一号に掲げる業種に属する事業を営む者が有するものに限る。）にあっては、次に掲げる事項 (1)～(3)　［略］ ［新設］ ヘ　処理施設が設置されている事業所（当該事業所を有する事業者が有する他の事業所（把握対象第一種指定化学物質に該当する第一種指定化学物質があるもの又は把握対象特定第一種指定化学物質に該当する特定第一種指定化学物質があるものに限る。以下へにおいて「特定その他事業所」という。）において生ずる廃棄物を処分する処理施設が設置されているものに限る。）にあっては、次に掲げる事項 (1)・(2)　［略］ ［新設］ ト・チ　［略］ 二・三　［略］